

介護予防通所型サービス運営規程

(事業の目的)

第 1 条

有限会社ケア・サポート愛が実施する介護予防通所型介護サービスは、介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に介護予防通所型サービスを提供します。

(運営の方針)

第 2 条

(1) 当事業所は、利用者様一人ひとりの個性と要望を大切にし、利用者及びその家族とのコミュニケーションに努め、利用者様の生き生きとした生活づくりを支援します。

また、地域の住民との交流に努めるとともに、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に邁進します。

(2) 前項に定めるものの他「守山市介護予防・日常生活支援総合事業サービスの事業の人員、設備および運営等に関する基準を定める要綱」（平成28年守山市告示第378号）に定める内容を遵守し、事業を実施します。

(事業所の名称等)

第 3 条

事業を行う事業所及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称 デイホームきむらさんち

(2) 所 在 地 〒524-0062 滋賀県守山市杉江町 7 1 4-3

(職員の配置体制)

第 4 条

当事業所では、利用者様に対し介護予防通所型サービスを提供する職員として、以下の職種の職員配置をいたします。

(1) 管理者 1名

管理者は、職員及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている介護予防通所型サービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名以上

事業所に対する介護予防通所型サービスの利用の申し込みに係る調整、利用者の生活向上を図るため適切な相談・援助を行い、また他の職員と協力して介護予防通所型サービス計画の作成等を行う。

(3) 介護職員 1名以上

介護予防通所型サービスの業務にあたる。

(4) 機能訓練指導員 1名以上

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条

当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 通常月曜日から金曜日までとする。

(ただし、12月29日から1月3日までの5日間は休業日とする)

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする

(3) サービス提供時間 午前9時15分から午後4時15分とする

(介護予防通所型サービスの利用定員)

第 6 条 当事業所の事業の利用定員は、10名とする。

(介護予防通所型サービスの内容)

第 7 条 当事業所においては、利用者様に対して、食事の提供、入浴、排泄の介助、機能訓練、レクリエーション活動等、日常生活上の世話及び自立支援に役立つサービスを提供するものとする。

(利用料その他の費用)

第 8 条

- 1、 介護予防通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該介護予防通所型サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者様の介護保険負担割合証に記載された割合の額を負担するものとする。
- 2、 介護保険の給付対象とならない、以下のサービスについては利用料金の全額を利用者様が負担するものとする
 - (1) 食事(おやつ代含む) 750円
 - (2) おむつ代 実費
- 3、 利用予定日の前日までに申し出が無く、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として食事代(おやつ代含む)をいただきます。ただし正当な理由がある場合(体調不良)はこの限りではありません。
- 4、 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者様又はその家族に対し、契約書及び重要事項を説明する文書により事前説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 当事業所における通常の事業の実施地域は、守山市とする。

(サービスに当たっての留意事項)

第 10 条 当事業所のサービスを利用するにあたって利用者は下記の点に留意していただくものとする。

- (1) 施設設備の使用に際しては、事業所の規則及び職員の案内のもと適切に利用すること。
- (2) 当事業所の職員や他の利用者様に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動及び政治活動並びに営利活動等を行わないこと。

(緊急時等における対応)

第 11 条 職員は、介護予防通所型サービスを実施中に、利用者様の病状の急変その他の緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医に連絡をする等の処置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(事故発生時当における対応方法)

第 12 条

- 1、 事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者様の家族及び利用者に係る地域包括支援センター(又は居宅介護支援事業者)守山市、に連絡するものとする。
- 2、 利用者様に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 当事業所は、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第 14 条

- 1、 事業の提供に係る利用者様及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、迅速かつ適切に対応する為に必要な処置を講じるとともに、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 2、 事業所は、提供した事業に関し、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3、 事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 15 条

- 1、 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2、 事業所が得た利用者様及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者様の個人情報を用いる場合は利用者様の同意を、利用者様の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(秘密の保持)

第 16 条

- 1、 職員は、業務上知り得た利用者様又はその家族の秘密を保持する。
- 2、 職員であった者に、業務上知り得た利用者様又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を遵守する。

(虐待防止に関する事項)

第 17 条

- 1、 当事業所は、利用者様の人権の擁護・虐待防止のため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止を防止するための研修の実施
 - (2) 利用者様及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2、 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(利用者様の家族等、高齢者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第 18 条

- 1、 利用者様の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする
- 2、 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(従業者の研修等)

第 19 条

事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修(外部研修を含む)を実施するものとする。

(その他)

第 20 条

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、有限会社ケア・サポート愛と当事業所の管理者との協議に基づいてこれを定めるものとする。

(付 則)

本規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

本規程は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

本規程は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

本規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。